

## 長野市 店舗・事務所等感染防止対策補助金 Q & A

### 【事業全般について】

#### Q 1 どのような事業が対象になりますか？

以下の1、2に該当する事業が対象となります。

##### 1 要件を満たす店舗・事務所全てが対象となる取組

###### ア 施設の換気改善

- ・換気扇や窓の増設、設置
- ・空気清浄機、サーキュレーター、加湿器、CO<sub>2</sub>センサーの購入

###### イ 対人距離の確保

- ・アクリル板、パーテーション、間仕切り等の購入
- ・間隔を空けるためのレイアウト変更

###### ウ 非接触対応

- ・非接触型アルコールディスペンサー、足踏み式消毒器、サーモカメラの購入
- ・自動水栓、自動便座、自動扉等の非接触型機器の導入

##### 2 店舗※のみが対象となる取組

###### ア 消毒・衛生管理

- ・消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋、除菌シートなどの消耗品の購入

※店舗…不特定多数の者に対して、直接対面で物品の販売やサービスの提供を行うもの

#### Q 2 申請受付の時期を教えてください。

令和3年12月8日（水）から令和4年2月15日（火）まで（2月15日（火）の消印有効）に交付申請書を提出する必要があります。受付期間を過ぎると申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

なお、上記期限までに交付申請し、長野市が補助金の交付対象として認めた事業は令和4年3月18日（金）までに完了し、同日までに実績報告書を提出する必要があります。

#### Q 3 申請期間内であれば必ず補助金が貰えますか？

Q 2の申請受付期間中であっても、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了いたします。

#### Q 4 補助金額、補助率はどのくらいですか？

補助金額・補助率については以下のとおりです。

##### [補助金額]

1店舗、1事務所※につき上限10万円（うち消耗品については、上限2万円）

##### [補助率]

4／5（ただし、消耗品については1／2）

※同一建物内に店舗、事務所がある場合は、合わせて「1」とみなします。

## Q 5 事業の対象となる、市内に店舗・事務所等を有する「中小企業者等」の定義を教えてください？

「中小企業者等」とは以下のア～ウのいずれかに該当する方です。

- ア 中小企業基本法 第2条第1項各号に規定する者
- イ 特定非営利活動促進法 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者と概ね同程度の者
- ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者と概ね同程度の者

など

ただし、上記に該当する場合であっても、(問6)に掲げる者は対象となりません。

## Q 6 医療法人（個人開業医含む）、社会福祉法人、学校法人、宗教法人は交付対象となりますか？

いずれも対象となりません。

なお、この取扱いに準じて、民間事業者等が経営・運営する社会福祉施設も対象となりません。

## Q 7 中小企業しか申請できませんか？

中小企業者のほか、NPO法人、一般社団法人等も申請が可能です。詳細はQ 5をご覧ください。

## Q 8 補助金は何回申請できますか？

補助金の申請は1事業者1回限りです。なお、複数の店舗・事業所を有する場合も全ての店舗・事業所分を1回で申請する必要があります。

## Q 9 飲食店を3店舗経営しています。それぞれの店舗で申請できますか？

1店舗あたり上限の10万円以内であれば、3店舗それぞれの店舗分（合計30万円以内）を申請いただけます。なお、補助金の申請は1事業者1回限りのため、3店舗分を1回で申請する必要があります。

## Q 10 市内で複数の事務所を運営していますが、事務所ごとに対象になりますか？

対象となります。取扱いはQ 9と同様です。

## Q 11 フリーで働いており、週に2回、場所を借りて事業を行っています。ここは「店舗」に該当しますか？

該当しません。

「店舗」は常時・継続的に、自己の事業に利用している場所を指し、一時的に借りた場所等は「店舗」には該当しません。

## Q 12 申請受付要領、申請書式等はどこで入手できますか？

長野市のホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/484694.html>



また、長野市役所 本庁舎第二庁舎3階 商工労働課窓口でも配布しています。

## Q 13 申請は申請書だけ提出すれば良いですか？

交付申請及び実績報告の際は、「交付申請書」、「実績報告書」等の指定様式のほか、商品のカタログや、店舗・事務所の写真、商品・工事の領収書などの必要書類の添付が必要です。具体的な提出書類については、別紙「申請書類一覧」をご覧ください。

## Q14 申請書はどこにどのように提出すれば良いですか？

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書類は次の宛先へ郵送でご提出ください。**

なお、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

令和4年2月15日(火)の消印有効です。

(提出先) 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 商工労働課 感染防止対策補助金担当

## Q15 申請書を提出した後はどのような手続きになりますか？

申請書類をご提出いただいた後、審査を行い、内容の確認や書類の不備などがあった場合、商工労働課からご連絡させていただきます。**審査の結果、交付決定となった事業について事業着手が可能となります。**

事業完了後には、領収書等の必要書類とともに実績報告書をご提出いただく必要があります。

必要書類等の詳細については、別紙「申請受付要領」及び「申請書類一覧」をご覧ください。

## Q16 既に実施済みの工事などは補助金の対象になりますか？

**対象となりません。**

既に実施済みの工事や、購入済みの商品等は補助金の対象となりません。

## Q17 工事が終わってから補助金を申請すれば良いですか？

必ず、**補助事業の開始前（工事の開始前・商品等の購入前）に交付申請が必要**です。事業着手後（完了後）の補助申請は一切できませんので、ご注意ください。

## Q18 新規開業したばかりなのですが、補助金の対象になりますか？

申請日現在で開業している場合は補助金の対象となります。まだ開業しておらず、これから開業予定の方は対象となりません。

なお開業直後で、確定申告書の写し等が提出できない場合は、**事業開始日のわかる「開業届」の写しを提出してください。**

## Q19 これから飲食店を開店予定で、開店に向けた工事を実施予定です。それらの工事経費は補助金の交付対象となりますか？

**対象となりません。**

店舗の新規オープンに係る工事経費等は補助の対象となりません。交付対象となる店舗・事務所は申請日時点で開業（営業）している必要があります。

## Q20 現在店舗を休業中ですが、補助金の対象になりますか？

**休業中の店舗等は補助の対象となりません。**申請日現在で店舗等を営業している必要があります。なお、申請日前月の売上が「0円」の店舗は本補助金においては「休業中」とみなし、補助の対象となりませんのでご留意ください。

## Q21 風営法の規制を受ける事業者は補助金の交付対象となりますか？

**対象となりません。**

具体的には、対象店舗等において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23

年法律第122号) 第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、又は当該営業にかかる同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っていないことを補助金交付の条件としています。

## Q22 自社で実施した工事や、自社から購入した商品は補助金の交付対象となりますか？

対象となりません。

申請者と支出を証する書類(領収書等)の氏名が同一(又は実態として同一とみなせる)場合は、補助金の交付対象となりません。

## Q23 (本人確認書類について)

転居や結婚等により運転免許証に記載された住所・氏名が申請書と一致しません。この場合はどうすれば良いですか？

運転免許証の裏面に変更後の住所や氏名の記載がある場合は、その写しを表面とともに提出いただくことで確認が可能です。記載がない場合は住民票を提出してください。

## 【対象となる店舗・事務所について】

### Q24 どんな店舗・事務所が対象となりますか？

申請日現在に中小企業者・個人の経営する、長野市内の店舗・事務所で以下のいずれかに該当するものが対象となります。

- ① 不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行っている店舗
- ② 常時2名以上の従業員が勤務する事務所(個人事業主の自宅を除く)

### Q25 店舗兼用住宅で美容室を営業しています。補助金の対象となりますか？

対象となります。

住宅と併用であっても、住宅と店舗とが明らかに区分されている場合は補助金の対象となります。

### Q26 個人事業主の「自宅」は補助金の対象となりますか？

対象となりません。

### Q27 工場や作業場は「事務所」に該当しますか？

該当しません。

補助の対象となる「事務所」は、「常時2名以上が机等で電話受付等の執務をする場所」としており、製品等を製作する工場や、作業場、調理場などは「事務所」に該当しません。

## 【対象事業・対象経費について（施設の換気改善）】

### Q28 「施設換気に対する取組」とはどんな取組ですか？

新型コロナウィルス感染症の感染予防のために実施する、以下の取組を指します。

- ① 換気扇や窓の増設・設置
- ② 空気清浄機・サーキュレーター・加湿器の購入(設置)

## Q29 補助の対象となる「空気清浄機」はどんなものですか？

対象となるもの、対象とならないものは以下のとおりです。

### [対象]

空気清浄機で以下のスペックを満たすことが商品カタログ等で確認できるもの

①HEPAフィルター、ULPAフィルター、TPAフィルターであること

②風量が毎分 5 m<sup>3</sup>以上であること

### [対象外]

・空間噴霧を行うもの（消毒液や除菌剤等の空間噴霧を行う装置 ex. オゾン発生器）

・空間除菌を行うもの（イオンや紫外線等の作用による空気中のウイルス殺菌等を目的とした物品）

・抗菌、抗ウイルスのみを目的としているもの（これらを目的とした壁紙、コーティング施工等）

## 【対象事業・対象経費について（対人距離の確保）】

### Q30 「対人距離の確保」とはどんな取組ですか？

新型コロナウイルス感染症の感染予防のために実施する、以下の取組を指します。

①アクリル板、パーテーション、間仕切り等の購入

②間隔を空けるためのレイアウト変更

## 【対象事業・対象経費について（非接触対応）】

### Q31 「非接触対応」とはどんな取組ですか？

新型コロナウイルス感染症の感染予防のために実施する、以下の取組を指します。

①非接触アルコールディスペンサー、足踏み式消毒器、サーモカメラの購入

（いずれも 入口 1 か所あたり 1 個×入口数 が購入（補助）上限です。）

②自動水栓、自動便座、自動扉等の非接触機器、キャッシュレス決済機器の設置・導入経費等\*

\*パソコン、タブレットなど、「非接触対応」に限らず、汎用的に利用できる物品については、補助金の対象となりません。

## 【対象事業・対象経費について（消毒・衛生管理）】

### Q32 「消毒・衛生管理」とはどんな取組ですか？

店舗等の新型コロナウイルス感染症の感染予防のための消耗品等の購入（利用）です。具体的には以下の物品等の購入経費が補助の対象となります。

①消毒液、②フェイスシールド、③ゴム手袋、④除菌シート、⑤空気清浄機の交換フィルター

### Q33 消毒液を購入し、会社の事務所に置く予定です。補助金の対象となりますか？

対象なりません。

消耗品の購入が補助対象となるのは、店舗として不特定多数の者に対して、直接対面で物品の販売やサービスの提供をしている事業者に限ります。

### Q34 店舗の職員が着けるマスクの購入費用は補助金の対象となりますか？

対象となりません。

## 【タクシー事業者、運転代行事業者、移動販売事業者の車両について】

Q35 個人タクシーを営んでいます。車両に除菌シートを備えたいと思いますが、補助金の対象となりますか？

対象となります。

具体的に対象となるのは、以下の（ア）～（ウ）に該当する事業（当該事業の営業区域に長野市が含まれているものに限る）に用いる自動車です。

（ア）道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けて行う同法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉自動車を使用して要介護者等を輸送する事業に限定して行うものを除く。）

（イ）自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定による認定を受けて行う同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業

（ウ）食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けて行う飲食関連の移動販売に係る事業

Q36 自動車の感染防止対策を実施する場合の補助率、上限額を教えてください。

補助率は店舗・事務所と同様に、4／5（消耗品の場合のみ1／2）です。

上限額は、実施する車両の台数に関係なく、一事業者あたり5万円（うち消耗品1万円）です。

Q37 代行事業を営んでおり、借りている事務所と自動車の両方で感染防止対策を実施しようと思います。上限額はいくらになりますか？

「事務所」と「自動車」両方で実施する場合は、一事業者あたり、合わせて10万円が上限です。

なお、「自動車」のみの実施の場合は、一事業者あたり5万円が上限です（Q36のとおり）。

Q38 自動車の分の補助金を申請する場合、特別に提出が必要な書類等はありますか？

「申請書類一覧」に定める提出書類一式のほか、①事業の許認可証の写し、②実施前後の車両内の写真が必要です。

## 以降R3. 12. 20更新分

Q39 接骨院（整骨院）を営んでいます。補助金の対象となりますか？

対象となります。

医師又は歯科医師以外の免許（柔道整復師等）で営む「接骨院」「鍼灸治療院」等の「療術業」は対象となります。

なお、医師又は歯科医師が医療行為を行う「病院」、「診療所」は対象なりません。

## 以降R4. 1. 6更新分

Q40 商品を購入した際の領収書の要件についてお聞きします。

補助金は法人で申請しましたが、商品を代表者の個人名義のクレジットカードで支払いをしました。その場合は、代表者個人名の領収書を添付すれば良いですか？

代表者個人名の領収書では不可です。必ず法人名義の領収書を添付してください。

補助金の申請者と支払者が異なる場合は、補助金の対象とできません。この例示のように、法人の申請なのにもかかわらず、個人名で支払いをしてしまった場合は、補助金の支払いができませんので、ご注意ください。